

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 タカラトミー
代表者名 代表取締役社長
富 山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員管理本部長
久 保 亮 三
(03-3603-2134)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 55 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されました。この法律は、従来の商法第二編(会社) 有限会社法、商法特例法などの各規定を一つの独立した法典として再編成したものであり、会社法制の全領域に亘る見直しが行なわれております。当社では、「会社法」の施行により、次のとおり定款を変更するものあります。
定款に記載されているとみなされている事項(取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人)につき、それぞれ変更案第 4 条、第 7 条を新設し、その規定を置くとともに、第 11 条を変更するものあります。
株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主様へ当該事項に係る情報を提供したものとみなされることとなったのに伴い、変更案第 19 条を新設するものであります。

取締役会の書面決議等が認められるようになったことに伴い、取締役会を機動的に運営するため、変更案第 24 条第 4 項を新設するものであります。

社外監査役にふさわしい人材を広く登用することを可能とし、さらに期待される役割を十分に發揮できるよう、社外監査役との間にあらかじめ責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第 34 条第 2 項として新設するものであります。

会計監査人による、適正かつ的確な会計監査の遂行に資するため、会計監査人との間にあらかじめ責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第 38 条として新設するものであります。

その他、会社法に基づく必要な規定の加除、修正、移行など所要の変更を行なうものであります。

(2) 上記のほか、全般にわたり、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行なうとともに、条数及び項数の調整を行なうものであります。

2. 変更の内容

次頁以降のとおりであります。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(機関)</u></p> <p><u>第4条</u> 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
(公告の方法)	<p>(公告方法)</p> <p><u>第5条</u> 当会社の<u>公告方法</u>は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
第2章 株式	第2章 株式
(発行する株式の総数)	<p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当会社の発行する株式の総数は、1億6,000万株とする。</p> <p>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>
(新設)	(削除)
(自己株式の取得)	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p>
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>
第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。	第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。
(単元未満株式の買増請求)	(削除)
第8条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と合わせて1単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。	(単元未満株式の買増請求)
2. (条文省略)	第10条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。
(名義書換代理人)	2. (現行どおり)
第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。	(株主名簿管理人)
2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。	第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

現行定款	変更案
<p>3 . 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。） <u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 10 条 当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料について</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第 11 条 当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定期株主総会において権利行使すべき株主とする。</p> <p>2 . 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>3 . 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。） <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（削除）</p>
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>（株主総会の招集）</p> <p>第 12 条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（株主総会の招集者および議長）</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし取締役社長に差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>（株主総会の決議の方法）</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>3 . 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。</p>	<p>（株主総会の招集）</p> <p>第 13 条 （現行どおり）</p> <p>（定期株主総会の基準日）</p> <p>第 14 条 当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>（株主総会の招集者および議長）</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは取締役社長が招集し、その議長となる。ただし取締役社長に差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>（株主総会の決議の方法）</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権行使することができる。</u></p> <p><u>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
(株主総会の議事録)	<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第 18 条 株主総会の議事については議事録を作り、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 16 条 (条文省略)	第 20 条 (現行どおり)
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 17 条 (新設)	<p>取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2. (条文省略)</u></p>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 18 条 取締役の任期は、 <u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	<p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度</u>のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. (現行どおり)</u></p>
2. (条文省略)	
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 19 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</u>	第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</u>
2. <u>当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u>	2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集、決議)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか は取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締 役社長に差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会 においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任 にあたる。</p> <p>2 . (条文省略)</p> <p>3 . 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締 役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役会の招集、決議)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか は取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役 社長に差し支えあるときまたは欠員のときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任 にあたる。</p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p>3 . 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>4 . 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締 役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議が あったものとみなす。</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 21 条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会で定め る。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価とし て当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によ って定める。</p>
<p>(相談役)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p>	<p>(相談役)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 23 条 当会社は、商法第 266 条第 12 項の規定により、取 締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する 取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度に おいて免除することができる。</p> <p>2 . 当会社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取 締役との間に同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限 度において免除することができる。</p> <p>2 . 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取 締役との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契約に に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	
<p>(監査役の員数)</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任および補欠監査役の予選)</p> <p>第 25 条 (新設)</p> <p>監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有 する株主が出席の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備 え、予め株主総会において補欠監査役を選任するこ とができる。</p> <p>3 . 前項の予選の効力は、次期定期株主総会が開催されるま での間とする。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 . 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株 主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
(監査役の任期) 第 26 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 . 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 3 . 前条第 2 項に定める補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 . 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (削除)
(常勤の監査役) 第 27 条 当会社は、監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。	(常勤の監査役) 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
(監査役会) 第 28 条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、その議長に任ずる。ただし、必要あるときは他の監査役も招集することができる。 2 . (条文省略) 3 . (条文省略)	(監査役会) 第 32 条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、その議長となる。ただし、必要あるときは他の監査役も招集することができる。 2 . (現行どおり) 3 . (現行どおり)
(監査役の報酬および退職慰労金) 第 29 条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会で定める。	(監査役の報酬等) 第 33 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第 30 条 当会社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 (新設)	(監査役の責任免除) 第 34 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 . 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(選任方法) 第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないと きは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の 同意を得て定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u></p> <p><u>第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 会計監査人（会計監査人であった者を含む。）との間に、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、あらかじめ定めた額または法令が規 定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度および決算期日)	(事業年度)
第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31日までとし、毎年3月31日に決算を行う。	第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31 日までの1年とする。
(利益配当)	(剰余金の配当の基準日)
第32条 利益配当金は、毎営業年度末日における最終の株 主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に 支払う。	第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とす る。
(中間配当)	(中間配当)
第33条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日 の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登 録質権者に中間配当をすることができる。	第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30 日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金等の除斥期間)	(配当金等の除斥期間)
第34条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から 3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその 支払義務を免れる。	第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から 満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はそ の支払義務を免れる。

以 上